

令和2年度北海道公立大学法人札幌医科大学の財務諸表に係る
知事の承認に関する意見について

・ 財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

(1) 法的根拠

地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、「北海道公立大学法人札幌医科大学」(以下「法人」という。)は、財務諸表を当該事業年度の終了後3ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、評価委員会は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第2条第3項の規定に基づき、知事の承認に関し、調査審議することとされている。

(2) 評価委員会の意見

財務諸表について、合規性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、公立大学部会としては、「意見なし」との結論に至った。